

A. 出入国港にて

2012年7月の新在留管理制度の開始後、日本へ新たに入国し、3ヶ月を超えて滞在する予定の外国人居住者には在留カードが発行されます。

注意) 在留資格が「短期滞在」の場合、及び「留学」の在留資格であっても在留期間が3ヶ月等の場合は、在留カードは発行されません。

在留カードとは？

- 氏名や生年月日、国籍・地域、日本での住所、在留資格、在留期間等が記載された身分証明書。
- 常時携帯の義務有り。
- 在留カードの有効期限は、在留期間の満了日までです。在留期間更新が許可された場合、新しい在留カードが交付されます。
- 在留カード（及び外国人登録証明書）に関する以下の行為は法律で禁じられており、違反した場合は罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外退去強制等の処分の対象となる可能性があります。
 - ・カードの受領・携帯・提示義務違反。
 - ・カードの偽物を作ったり、変更を加えたりすること。
 - ・他人との間でカードを貸し借りすること。

新しく日本に入国する場合(制度導入当初)

- 成田、羽田、中部及び関西空港に到着する場合は、原則、入国審査時に、上陸許可に伴い在留カードが交付されます。
- その他の出入国港より入国する場合、居住地区の役所に日本の居住先の届出（住民登録）をした後、登録された住所宛へ在留カードが郵送されます。

現在有効な外国人登録証明書(カード)を所持している場合

「留学」の在留資格を有する留学生の場合、現在の在留期間が満了するまでは、在留カードの代わりとして外国人登録証明書を使うことができます。有効な外国人登録証明書を持っている場合は、新在留管理制度導入後も引き続き外国人登録証明書を所持してください。

外国人登録証明書の保持者へは、在留期間の更新、在留資格の変更申請等が入国管理局で許可された場合に在留カードが発行されます。また、希望者は、入国管理局で申請をすると、在留期間の更新や在留資格の変更前でも、在留カードへ切り替えることもできます。

B. 市役所・区役所にて

在留カード（又は外国人登録証明書）と国民健康保険証は、預金口座開設時などに、身分証明書として必要となる場合が多くあります。住所が決まったら、すぐに手続きをしてください。京都市（区）役所・支所および宇治市役所の所在地は、P.45を参照してください。

居住地の（変更）届出（住民登録）

日本に3ヶ月を超えて在住する外国人は、居住地を定めてから14日以内に居住地区の役所で、日本での居住地を登録しなければなりません。

必要な届出が遅れたり、うその届出をした場合は、罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外退去強制等の処分の対象となる可能性がありますので、注意してください。

必要書類

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（又は外国人登録証明書）*1
- ③ 届出書

注意) その他、追加書類を求められる場合があります。例えば、家族と一緒に住む場合は、本人（世帯主）と家族の続柄を証明する公的な文書、結婚（婚姻）証明書、出生証明書、戸籍謄本、公証書（中国）等、又はそれに準ずる文書（外国語で作成された証明書には、簡単な日本語訳を添付）が必要となります。

*1 新規渡日者で、在留カードが空港で交付されなかった場合は不要。

住民票の写し又は住民票記載事項証明書

2012年7月の新在留管理制度導入後、登録原票記載事項証明書の代わりに発行される証明書です。記載事項は、氏名、生年月日、性別、在留資格、在留カード番号、在留期間満了日、日本での住所、国籍・地域等です。必要な場合は居住地区の役所で申請します。外国人居住者特有の情報、国籍や在留資格に関する事項を記載する必要があります場合は、交付申請時に申し出る必要がありますので、注意してください。有料（1枚200～350円程度）で申請と同日、もしくは申請後数日から数週間で開催されます。

住所が変わったとき

住所が変わった場合は、14日以内に上記の必要書類を役所に持参し、以下の手続きをしなければなりません。

- **京都市内または宇治市内で引越をする場合**
新居住地区の役所に転居届を提出し、新しい住所を登

録する。

● 他市から京都市または宇治市に転入する場合

- ① 旧居住地区の役所で転出届を提出し、転出証明書を得る。
- ② 転出証明書を持って、京都市又は宇治市の新居住地区の役所で、転入届を提出します。

また、所属学部・研究科等事務室へも、必ず住所の変更を報告してください。

国民年金

国民年金は、加入者が老齢に達した時^{*2}や障害を負った場合等に支給される公的な年金制度の一種です。日本に住む20歳から59歳の人、在留カード（又は外国人登録証明書）を所持する外国人も含めて、国民年金に加入しなければなりません。

加入手続きは居住地区の役所で行います。手続き後、年金手帳と保険料納付書が郵送で自宅へ届きます。年金手帳は年金に関する各種手続きで必要になりますので、必ず保管してください。毎月の年金保険料は15,040円です（平成25年度）。保険料は郵便局、銀行、コンビニ等で支払ってください。

保険料の支払いが困難な場合は、申請により保険料の支払いが猶予されたり、免除される制度があります。正規生（学位取得と目的とする）は「学生納付特例制度」を、交換留学生や研究生等の非正規生（学位取得を目的としない）は、一般の免除制度を居住地区の役所で申請してください。なお、免除申請は毎年行う必要があります。

^{*2} 老齢基礎年金は、25年以上年金を支払う等の条件を満たした加入者が、65歳に達した場合に支給されます。

◆日本年金機構 URL

www.nenkin.go.jp/n/www/index.html

A. 出入国机场

2012年7月新制度实施之后进入日本，且在日本预计停留超过三个月的外国居民将取得在留卡。

注意：在留资格是“短期滞在”的情况，和持有“留学”的在留资格但是在留期间是三个月的情况，将不会签发在留卡。

什么是在留卡？

- 记载姓名、出生年月日、国籍或地区、在日住所、在留资格、在留期间等的身份证明书。
- 外出时有义务携带在留卡。
- 在留卡的有效期是在留期间届满日。在在留期间更新许可时，将签发新的在留卡。
- 关于在留卡（及外国人登录证明书），法律禁止以下行为，违反者可能受到罚金、徒刑、取消在留资格、强制遣返出境等处罚。
 - 违反领取、携带和出示在留卡义务。
 - 伪造或者变更在留卡。
 - 将在留卡借与他人，从他人处借入在留卡。

第一次进入日本的情形（制度引进之初）

- 抵达成田、羽田、中部和关西机场的情况下，原则上在入国审查时，随着上陆许可一起签发在留卡。
- 从其他的出入国港口进入日本的情况下，在居住地政府（役所）申报在日居住地（居民申请）之后，在留卡将会邮寄至所登录的住所。

现在持有有效的外国人登录证明书（卡）的情形

持有“留学”的在留资格的留学生，可以在现在的在留期间届满之前，使用外国人登录证，以替代在留卡。持有有效的外国人登录证明书的情况下，在新在留管理制度引入之后，请继续携带外国人登录证明书。

对于外国人登录证明书的持有者，入国管理局许可在留期间更新、在留资格变更申请的时候，将签发在留卡。此外，如果向入国管理局申请，也可以在在留期间更新和在留资格变更之前，换成在留卡。

B. 市、区政府（役所）

在留卡（或者外国人登录证明书）与国民健康保险证是开设银行存款帐户及申请手机等时候的身份证明书，在日本的生活中经常需要这两项证明。确定住所后，请尽早办理手续。关于京都市区政府（区役所）及其派出机构，以及宇治市政府（市役所）的所在地，请参照45页。

居住地（变更）申报（居民申请）

在日本居住超过三个月的外国人，必须在确定居住地之后的14日以内，到居住地所在政府（役所）进行在日居住地登录。

请注意，拖延必要申请、进行虚假申请等，有可能受到罚金、徒刑、取消在留资格、强制遣返出境等处罚。

所需材料

- ① 护照
- ② 在留卡（或者外国人登录证明书）*1
- ③ 申报书

注意：另外，有时可能还需要追加其他文件。例如，和亲属一起居住时，需要亲属关系证明，结婚（婚姻）证明、出生证明、户籍副本、户籍公证（中国）或类似文件（用日语以外的语言制作的证明材料需要附上简单的日文翻译）。*1如果是首次赴日，且在机场未签发在留卡，则不需要该项。

住民票的复本或住民票记载事项证明书

这是在2012年7月新制度实施以后，取代登录原票记载事项证明书的证明文件。记载事项包括姓名、出生年月日、性别、在留资格、在留卡号码、在留期间届满日、在日住所、国籍或者地区等。需要时向居住地政府（役所）申请。请注意，如果需要记载外国居民的个人信息、国籍、在留资格等事项，在申请时请一并提出。每份200至300日元左右。申请当日或者数日以后可以领取。

变更住所时

住所变更时必须于14天之内持上述材料到当地政府（役所）办理以下手续。

- **在京都市内或者宇治市内搬家时**
向新居住地所在政府（役所）提出搬家申报，并登录

新的住所。

- **从其他市迁入京都市或宇治市内时**

- ① 向原居住地所在政府（役所）提出转出申报，取得转出证明书。
- ② 持转出证明书，向京都市或者宇治市的新居住地所在政府（役所）提出转入申报。

此外，请务必向所在本科、研究生院报告住所变更。

国民养老金

国民养老金是一种在年老*2或者受伤致残时发放养老金的公共养老金制度。在日本居住的20至59岁的人，包括持有在留卡（或者外国人登录证明书）的外国人，都必须加入国民养老金。

加入手续在居住地所在政府（役所）办理。手续完成之后，养老金手册和保险费缴纳单将以邮寄的方式送到家中。在各种养老金手续时必须出示养老金手册，请妥善保管。每个月的养老保险费是15,040日元（2013年）。保险费请在邮局、银行、便利店等缴纳。

如果因生活困难无法缴纳保险费，可以申请暂缓或者免除。正式生（以取得学位为目的）请在居住地所在政府（役所）申请“学生缴纳特别制度”，非正式生（不以取得学位为目的）请申请一般免除制度。此外，每年都需要申请。

*2老龄基础养老金的情况下，如果满足缴纳养老保险费25年以上的条件，则养老金将在满65岁时发放。

◆Japan Pension Service（英语）URL

www.nenkin.go.jp/n/www/english/index.jsp

日本に中長期（3ヶ月を超えて）滞在する外国人は、日本の公的な医療保険に加入しなければなりません。ただし、国民健康保険は、死亡、事故、紛失、火災、損害賠償等は補償対象ではありません。このため、不測の事態に備え、P.27の「各種保険について」を参考に、その他の保険にも併せて加入することをお勧めします。

在留資格「短期滞在」もしくは「留学（在留期間3ヶ月）」の場合は国民健康保険に加入できないため、日本に来る前に、旅行保険等に加入することをお勧めします。

*在留資格が「留学（在留期間3ヶ月）」であっても、実際の滞在予定期間が3ヶ月を超える者は、その旨を証明する京都大学発行の書類を提出すれば、国民健康保険への加入は可能です。

必要書類

- ① 旅券（パスポート）および在留カード（または外国人登録証明書）
*宇治市はどちらかのみで申請可
 - ② 国民健康保険被保険者資格異動届（申請書）
 - ③ 国民健康保険料口座振替依頼書（希望者のみ）
- 注意）この他、追加書類が求められる場合があります。

利用方法

国民健康保険に加入すると、保険証が発行されます。病院に行くときは、必ず保険証を持って行き、診療受付で保険証を提示してください。保険証を提示すると、保険適用内医療費総額のうち3割を支払い、残りの7割は保険が負担します。ただし、正常な妊娠・出産、美容整形、健康診断、予防注射、歯の矯正、けんか・故意や違法行為による病気や怪我等、一部の治療には国民健康保険が適用されません。また、保険証を他人との間で貸借り、売買することは、法律で禁じられており、違反した場合は罰せられます。

保険証は日本全国で有効なので、旅行するときにも携行します。

保険料の支払

保険料は1年ごとに決められ、日本での前年の収入などで計算します。1年間の保険料は、10回分納で、6月から翌年3月まで毎月払います。留学生には割引制度があるため年間約18,000円になります。ただし、アルバイトなどの所得が多いと保険料が増加します。また、保険料を滞納すると延滞金が加算されるので注意しましょう。

保険料の支払い方法は、①普通銀行かゆうちょ銀行（郵便局）の口座振替（要手続）、又は②納付書を持って、普通銀行、ゆうちょ銀行、市（区）役所・支所またはコンビニエンスストアのいずれかでの直接払いとなります。

保険証を持たないで病院へ行ったとき

費用の全額を支払ったときは、病院で発行された領収書、明細書、世帯主の預金通帳と保険証を市（区）役所・支所に持参し、手続をします。審査の後、診療費の7割がもどってきます。

次年度保険料の確定

京都市居住者の場合、毎年3月頃に、国民健康保険証に記載されている住所宛に、次年度の国民健康保険料を判定するため、「所得申告書」が送られます。必要事項を記入して、期日までに居住地区の区役所・支所に返送してください。

宇治市居住者の場合は申告書が来ないので、対象月（毎年2月から3月頃）に市役所市民税課で手続きをします。

この手続を忘れると、次年度の保険料に留学生割引が適用されなくなり、保険料が高くなります。万一期日までに手続きをし忘れた場合は、保険証を持って居住地区の市（区）役所・支所に行き、必要な修正を行なってください。

住所が変わったとき

住所が変わった場合は、14日以内に以下の手続きをしなければなりません。

● 京都市内で引越をする場合

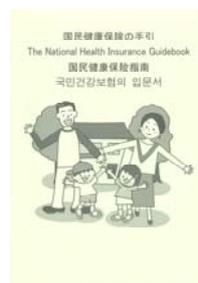
新居住地区の区役所・支所に古い保険証を提出し、新しい保険証を受取る。

● 他市から京都市に転入する場合

旧居住市の役所で保険料を精算し、京都市の新居住地区の役所で、国民健康保険に新たに加入。

「国民健康保険の手引」

京都市内の役所、および京都大学国際交流サービスオフィスで配布しています（日・中・英・韓の4ヶ国語表記）。



外国人在日本中长期（超过三个月）停留，必须参加日本的公共医疗保险。但是，国民健康保险的赔偿范围不包括死亡、事故、遗失、火灾、损害赔偿等。由于上述原因，为了防止不测发生，请参照28页的《关于各类保险》，建议同时加入其他保险。

但是，在留资格为“短期滞在”或者“留学”（滞留期间为三个月）的情况下，因为无法加入国民健康保险，所以来日前，请加入旅行保险等保险。

所需材料

- ① 护照和在留卡（或者外国人登录证明书）
* 宇治市可以仅出示其中之一
 - ② 国民健康保险被保险者资格变动申请 *Kokumin Kenko Hoken Hihokensha Idoutodoke*
 - ③ 国民健康保险费帐户转帐委托书（仅有此需要者）
- 注意：另外，有时可能还需要追加其他文件。

使用方法

加入国民健康保险后，可以领取保险证。去医院时，请务必携带保险证，并在挂号处出示保险证。出示保险证后，如果在适用保险的范围内，就只需支付医疗费总额的3成，剩余的7成由保险承担。但是，该保险不适用于正常的怀孕分娩、美容整形、体检、疫苗接种、牙齿矫正、争执、故意和违法行为所引起的疾病和伤害等一部分医疗。此外，法律禁止将保险证借与或出售给他人，若有违反将会受到处罚。

保险证在日本全国均有效，因此，外出旅行时也请携带。

保险费的支付方法

保险费每年决定一次，根据在日本上一年的收入等进行计算。1年的保险费分10次缴纳，即从6月至下一年3月按月支付。留学生可适用折扣制度，因此每年的保险费大约为18,000日元。打工等收入较高时，保险费会增加。此外，如果缴费不及时，将会额外征收滞纳金。

保险费的缴纳方法：①通过银行或者邮局的帐户转帐（需要手续），或②携带缴纳书，直接到银行，邮局，市、区政府（役所）及其派出机构或者便利店缴纳。

去医院时未携带保险证

支付了全额费用时，请持医院发行的收据、清单、户主的存折以及保险证前往市、区政府（役所）及其派出机构办理手续。审查后可以返还七成医疗费。

下一年度保险费的确

如果居住在京都市，为了判断下一年度的国民健康保险费，区政府（役所）会在每年三月份按照国民健康保险证上记载的住址邮寄“收入申报书”。请在填写完必要事项后，在期限内寄回居住地所在区政府（役所）。

如果居住在宇治市，由于申报书不会邮寄到家，所以请每年二月到三月左右到市政府（役所）市民税窗口办理手续。

如果忘记送回证明单，下一年度的保险费将不再适用学生折扣，因而需支付的保险费将会增加。万一忘记在规定日期之前送交文件，请携带保险证到居住地役所进行必要的更正。

住所变更时

住所变更时必须于14天之内完成以下手续。

● 从京都市内的某区迁至其他区时

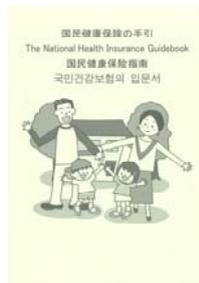
应向新居住地的区政府（役所）提交旧的保险证，并领取新的保险证。

● 从其他市迁入京都市时

应在原居住地所在市政府（役所）结算保险费，并在京都市的新居住地区政府（役所）重新加入国民健康保险。

“国民健康保险指南”

由京都市、区政府（役所）或京都大学International Service Office发放（日、中、英、韩4国语言）。



C. 入国管理局にて

入国管理局で必要な以下の手続きについては、申請や届出が遅れたり、届出をしなかったり、うその届出等をした場合、罰金、懲役、在留資格の取り消し、国外退去強制等の処罰の対象となる可能性があります。自分の在留資格の管理や各種届出の重要性を理解し、各種手続きを漏れの無いよう行ってください。

2012年7月の新在留管理制度開始に伴い、外国人登録制度は廃止されました。詳細は、下記の入国管理局のウェブサイトを確認してください。

大阪入国管理局 京都出張所

住所：〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東ル東丸太町34-12

京都第二地方合同庁舎4階

電話：075-752-5997 ファックス：075-762-2121

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00-12:00、13:00-16:00

* 各種申請書は、入国管理局の窓口、又は入国管理局のウェブサイトから入手できます。

◆入国管理局 URL: www.immi-moj.go.jp/index.html



在留資格

京都大学で留学生として研究・学習するための在留資格は、原則として「留学」です。「留学」での在留期間は以下の通りです：

3ヶ月、6ヶ月、1年、1年3ヶ月、2年、2年3ヶ月、3年、3年3ヶ月、4年、4年3ヶ月

在留資格の変更

各種奨学金の申込や留学生諸行事への参加等では、「留学」の在留資格を求められます。「留学」以外の資格を持っており、特別な事情がある場合は、所属の学部・研究科等事務室に相談してください。

必要書類

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（又は外国人登録証明書）
- ③ 国民健康保険証
- ④ 入学許可書の写し
- ⑤ 在留資格変更許可申請書*
 - ア) 申請書“所属機関等作成用1及び2”
…所属学部・研究科等事務室が記入
 - イ) 申請書“申請人等作成用1、2及び3”
…申請者本人が記入
- ⑥ 4cm×3cmの顔写真1枚（3ヶ月以内に撮影）
- ⑦ 手数料4,000円

注意) この他、追加書類を求められる場合があります。

在留期間の更新

手続きは、在留期間の満了する日の3ヶ月前から10日前までに行なってください。また、所属学部・研究科等事務室に、必ず在留期間更新の報告をしてください。

必要書類（「留学」の在留資格の場合）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（又は外国人登録証明書）
- ③ 国民健康保険証
- ④ 在学証明書（学部・研究科等事務室交付）
- ⑤ 成績証明書（学部・研究科等事務室交付）
研究生等で成績証明書が発行されない者は、指導教員による研究内容の証明書（様式任意）を提出のこと

⑥ 在留期間更新許可申請書*

- ア) 申請書“所属機関等作成用1及び2”
…所属学部・研究科等事務室が記入
- イ) 申請書“申請人等作成用1、2及び3”
…申請者本人が記入

⑦ 4cm×3cmの顔写真1枚（3ヶ月以内に撮影）

⑧ 手数料 4,000円

注意) 日本政府（文部科学省）奨学金等の奨学金を授給する学生は、奨学金受給証明書（給付金額と給付期間を明示したもの）を提出してください。この他、追加書類を求められる場合があります。

住所以外の変更届出

在留カードの記載事項の変更

在留カード（又は外国人登録証明書）の記載事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域等）に変更が生じた場合、又は盗難等でカードを紛失した場合、14日以内に入国管理局へ届出てください（ただし、住所変更の届出は、居住地区の役所で行います。P.5参照）。また、所属学部・研究科等事務室にも必ず変更の報告をしてください。

在留カード（又は外国人登録証明書）の記載事項に変更がある場合（住所変更を除く）、原則として、申請と同日に、新しい在留カードが交付されます。

必要書類

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード（又は外国人登録証明書）
- ③ 4cm×3cmの顔写真1枚（3ヶ月以内に撮影）
- ④ 届出書

注意) この他、追加書類を求められる場合があります

所属機関の変更

有効な「留学」の在留資格を有する者が他大学や日本語学校から本学へ入学する等、所属機関の変更が生じる場合には、変更の生じた日より14日以内に、入国管理局へ届出てください。

なお、この届出により新しい在留カードが交付されることはありません。

C. 入国管理局

如果在入国管理局进行以下手续时, 拖延申请或者申报、不提出申报、提出虚假申报, 则有可能受到罚金、徒刑、取消在留资格、强制遣返出境等处罚。请妥善管理自己的在留资格, 充分理解各种申报的重要性, 不要遗漏任何手续。

2012年7月新的在留管理制度实施, 外国人登录制度随之废止。详细情况请参阅以下入国管理局网站。

大阪入国管理局 京都办事处

地址: 4th floor, Kyoto Second Local Joint Government Bldg.,
34-12 Higashi-Marutamachi, Marutamachi-Kawabata,
Sakyo-ku, Kyoto 606-8395

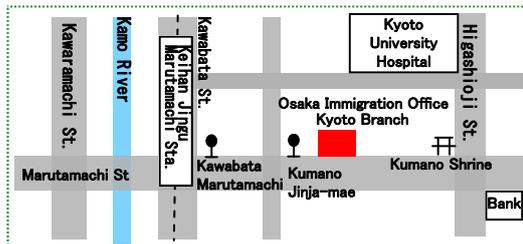
电话: 075-752-5997 传真: 075-762-2121

受理时间: 周一至周五 (节假日除外)

9:00 - 12:00, 13:00 - 16:00

* 各类申请书可在入国管理局窗口领取或者网站下载。

◆ Immigration Bureau of Japan (英语) URL: www.immi-moj.go.jp/english/index.html



在留资格

京都大学留学生从事研究、学习, 原则上在留资格为“留学”。“留学”的在留期间如下所示:

3个月, 6个月, 1年, 1年3个月, 2年, 2年3个月,
3年, 3年3个月, 4年, 4年3个月

在留资格的变更

申请各种奖学金或者参加留学生的各种活动时需要“留学”的在留资格。持有“留学”以外的资格, 并有特殊情况时, 请到所属本科、研究生院办公室咨询。

所需材料

- ① 护照
- ② 在留卡 (或者外国人登录证明书)
- ③ 国民健康保险证
- ④ 入学许可证复印件
- ⑤ 在留资格变更许可申请书
 - a) 由所属本科, 研究生院事务室在申请书上填写“For organization, parts 1 & 2”
 - b) 由申请者本人填写申请书“For applicant, parts 1, 2 & 3”
- ⑥ 4cm×3cm正面脸部照片1张 (3个月以内拍摄)
- ⑦ 手续费4,000日元

注意: 另外, 有时可能还需要追加其他文件。

在留期间的更新

请在在留期满之日前3个月至10天前办理手续。此外, 请向所在本科、研究生院报告在留期间更新。

所需材料 (在留资格为“留学”时)

- ① 护照
- ② 在留卡 (或者外国人登录证明书)
- ③ 国民健康保险证
- ④ 在学证明书 (本科、研究生院办公室发行)
- ⑤ 成绩证明书 (本科、研究生院办公室发行)
未发行成绩证明书的研修生, 须提交指导教师开具的研究内容证明书 (格式任意)。

⑥ 期间更新许可申请书

- a) 由所属本科, 研究生院等事务室在申请书上填写“For organization, parts 1 & 2”
- b) 由申请者本人填写申请书“For applicant, parts 1, 2 & 3”

⑦ 4cm×3cm正面脸部照片1张 (3个月以内拍摄)

⑧ 手续费4,000日元

注意: 领取日本政府 (文部科学省:MEXT) 奖学金等奖学金的学生, 须提交奖学金领取证明 (注明领取金额和领取时间的证件)。除此以外, 可能还需要追加其他文件。

住所以外的变更申报

在留卡记载事项变更

在留卡 (或者外国人登录证明书) 的记载事项 (姓名、出生年月日、性别、国籍或者地区等) 发生变更时, 或者在留卡被盗、遗失时, 请在14日之内向入国管理局申报。此外, 留学生所属大学发生变更的情况下也必须向入国管理局申报 (但是住所变更的申报应于居住地所在政府 (役所) 进行, 参照6页)。此外, 务必向所在本科研究生院报告变更事宜。

在留卡 (或者外国人登录证明书) 的记载事项发生变更时 (除住所变更以外), 原则上于申请当日交付新的在留卡。

所需材料

- ① 护照
- ② 在留卡 (或者外国人登录证明书)
- ③ 4cm×3cm正面脸部照片1张 (3个月以内拍摄)
- ④ 申报书

注意: 另外, 有时可能还需要追加其他文件。

所属机构的变更

持有效“留学”在留资格者, 从其他大学或者日语学习进入本校时, 请在变更之日起14日以内向入国管理局申报所属机构变更。

此外, 受理这类申报时不会签发新的在留卡。

一時出国と再入国

一時的な帰国や、他国への旅行等で日本を出国する時は、短期間であっても必ず下記の手続きが必要で

学内での手続

- ① 指導教員の許可を得る
- ② 所属学部・研究科等事務室に連絡する
- ③ 日本政府(文部科学省)奨学金留学生、学習奨励費受給生及び日韓共同理工系学部留学生は、毎月在籍確認をする所定の事務室にある「海外渡航届」に記入する

入国管理局での手続

2012年7月の新在留管理制度開始に伴い、出国の際に有効な旅券(パスポート)及び在留カード(又は外国人登録証明書)を所持する者が、出国した日から1年以内*1に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として入国管理局より再入国許可を受ける必要がなくなりました(みなし再入国許可)。

「みなし再入国許可」により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなります*1ので注意してください。

1年を超えて日本を出国する場合は、入国管理局で日本出国前に「再入国許可」を受けてから出国してください。なお、申請には旅券(パスポート)、在留カード(又は外国人登録証明書)の他に手数料(1回:

3,000円、数次:6,000円)が必要です。再入国許可の有効期限は、在留期限と同じです。

*1 原則、海外の日本大使館・領事館等で在留期間の更新申請をすることはできません。出国した日から1年未満に在留期間が満了する場合は、在留期間の満了する前に再入国する必要があります。

出入国港での手続

一時出国及び再入国の時は、在留カード(又は外国人登録証明書)を所持していなければなりません。出入国の際に、在留カード(又は外国人登録証明書)を空港などの入国審査官に提示する必要があります。

資格外活動(アルバイト)許可

「留学」の在留資格では、就労が認められていないため、留学生がアルバイトをする場合には、アルバイトを始める前に、パスポートに入国管理局が発行する「資格外活動許可証」を取得・貼付する必要があります。資格外活動許可を申請する際に報告を義務付けている学部・研究科もありますので、事前に必ず所属の学部・研究科等事務室に確認してください。大学との契約で行うTA・RAは、資格外活動許可を受ける必要はありません。

「留学」の在留資格を持つ留学生は、一律1週28時間以内(長期休暇中は法律で定められている週40時間の範囲内であれば1日8時間以内就労可能)のアルバイトができます。活動内容は、公序良俗に反しないものに限り、風俗営業やその関連営業の仕事はできません。無許可で、あるいは許可された条件に違反してアルバイトをすると、処罰や強制送還の対象になり、このような留学生を雇用する者も共犯者として処罰されます。

なお、休学中には日本での滞在理由(入院等)が無

い限り、一旦帰国することになりますので、休学中、日本に滞在してアルバイトすることはできません。

資格外活動許可の申請は、居住地区の管轄の入国管理局にて行います。許可証は、原則、即日発行されますが、場合によっては、後日の発行となります。

資格外活動許可証の有効期限は、申請者の在留期限と同じです。

詳細については、下記ウェブサイトを参照ください。

◆京都大学国際交流サービスオフィス URL

www.opir.kyoto-u.ac.jp/kuiso/ryugakusei/p-t-job/

家族の査証(ビザ)取得手続

留学生の渡日後、家族が渡日し同居する場合、その家族は「家族滞在」という在留資格の査証(ビザ)の発給を受ける必要があります。

手続きは、留学生本人が家族の申請代理人として居住地区を管轄する入国管理局へ行き、家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。申請者数や状況によって異なりますが、交付には1ヶ月から数ヶ月かかります。

交付された「在留資格認定証明書」は、家族に送付します。家族はこの証明書と、その他必要な書類を準備し、自国の日本大使館・領事館で在留資格「家族滞在」のための査証申請をします。査証取得に必要な書類は国によって異なりますので、自国の日本大使館・領事館に問い合わせてください。また、「在留資格認定証明書」の有効期限は3ヶ月です。有効期間内に家族が渡日することが必要です。

「在留資格認定証明書」のための必要書類

- ① 家族(申請人)の写真1枚(4cm×3cm、正面、無帽、無背景、申請前6ヶ月以内に撮影)
- ② 家族(申請人)の旅券(パスポート)コピー:写真、旅券番号、有効期限の記載された頁
- ③ 留学生(扶養者)と、家族(申請人)との身分関係を証する資料
例)結婚(婚姻)証明書、出生証明書、戸籍謄本、公証書(中国)のいずれか、又はそれに準ずる文書
* 外国語で作成された証明書には、簡単な日本語訳を添付
- ④ 留学生(扶養者)の在留カード(外国人登録証明書)又は旅券(パスポート)コピー
- ⑤ 留学生(扶養者)の在学証明書
- ⑥ 留学生(扶養者)の扶養能力を証する資料(留学生が家族の日本滞在中生活費を支弁することを証するもので、下記のいずれか一つ)
 - a. 留学生(扶養者)名義の預金残高証明書または送金事実を証明する文書
 - b. 留学生(扶養者)の奨学金受給証明書(給付金額と給付期間を明示したもの)
- ⑦ 在留資格認定証明書交付申請書
- ⑧ 380円分の切手を添付し宛先を記入した返信用封筒(郵送による送付を希望する場合)

注意) この他、追加書類を求められる場合があります。

临时出国与再入国

因临时回国或者到其他国家旅行等离开日本时,即便是短期出国,也需要履行下列手续。

在校内手续

- ① 获得指导教师的许可
- ② 联系所属本科、研究生院办公室
- ③ 日本政府(文部科学省:MEXT)奖学金留学生、学习奖励费领取生以及日韩共同理工系学部留学生,须在每月做在籍确认签字的办公室的《海外渡航届》上记录行程。

在入国管理局的手续

2012年7月新的在留管理制度实施后,如果出境时持有有效的护照和在留卡(或外国人登录证明书),且出境之日起一年之内^{*1}返回日本继续从事活动,原则上不需要在入国管理局办理再入国许可(视同再入国许可)。

利用“视同再入国许可”出境时,不得在海外延长有效期。请注意,出境后一年之内不回到日本即丧失在留资^{*1}。

如果预计离开日本超过一年,请在入国管理局申请取得“再入国许可”之后再出境。此外,申请时需要护照、在留卡(或外国人登录证明书)和手续费(一次3,000日元,多次6,000日元)。再入国许可的有效期与在留期限相同。

^{*1}原则上不得在海外的日本大使馆、领事馆申请在留期间更新。如果出境之日起一年之内在留资格届满,需在在留资格届满前回日本。

在出入境机场的手续

临时出国及再入国时,必须携带在留卡(或者外国人登录证明书)。出入国时,需向机场等的入国审查官出示在留卡(或者外国人登录证明书)。

申请资格外活动(打工)许可

仅持有“留学”的在留资格中不得从事劳动,所以留学生打工开始之前必须在护照上粘贴由入国管理局发行的“资格外活动许可证”。有些本科、研究生院要求在申请资格外活动许可证时向所属本科、研究生院汇报,办理手续之前要到所属的本科或研究生院等事务处确认。和大学签约的TA或RA可以不用申请资格外活动许可证。

持有“留学”资格的学生打工时间一律在一周28小时之内(长期休假时按照法律规定一周40小时范围内的情况下,一天可进行8小时的劳动)资格外活动仅限于不与公共秩序及善良风俗相违背的内容。不可从事风俗业活动及其相关行业的工作。如未经许可或者不遵照许可的条件打工,将受到处罚或者强制遣返,雇用此类留学生的单位或个人也将作为共犯论处。

此外,由于休学时除因特殊理由(住院等)留在日本以外一般都会回国,所以休学时不得留在日本打工。

资格外活动许可请在居住在居住地所在入国管理局进行。许可证原则上当天颁发,但有也可能几天后颁发。

资格外许可书的有效期限与申请者的在留期限相同。

详细情况请参照下列网站。

◆Kyoto University Int'l Service Office (英语) URL
www.opir.kyoto-u.ac.jp/en/kuiso/students/p-t-job/

申请家属滞在签证

留学生来日本后,如果希望家属来日本共同生活,家属必须取得“家属滞在”签证。

履行手续时,留学生本人可作为家属的申请代理人,到入国管理局申请家属的“在留资格认定证明书”。本证明书从申请到发行大约需要1个月至几个月的时间(根据申请人数及状况的不同,所需时间也不同)。收到“在留资格认定证明书”后,再将其交给家属。

家属应备好“在留资格认定证明书”及其他必要材料,到本国的日本大使馆或者领事馆申请“家族滞在”在留资格的签证。获取“家族滞在”签证所需的文件在各个国家有所不同。请事前向本国的日本大使馆或者领事馆咨询。本证明书的有效期限为3个月。家属必须在有效期限内来日本。

“在留资格认定证明书”的申请所需材料

- ① 家属(申请人)的照片1张(4cm×3cm,正面免冠,无背景,于申请前6个月以内拍摄)
- ② 家属(申请人)的护照复印件:有照片、护照编号、有效期限的页
- ③ 证明留学生(抚养者)与家属(申请人)身份关系的材料,如记载留学生(抚养者)与家属(申请人)的身份关系的结婚(婚姻)证明书、出生证明书、户籍副本、公证书(中国)之一的原件,以及与之相当的证件。
* 用日语以外语言写成的证明书应附上简单的日语翻译。
- ④ 留学生(抚养者)的在留卡(外国人登录证明书)或者护照复印件
- ⑤ 留学生(抚养者)的在学证明书
- ⑥ 证明留学生(抚养者)的抚养能力的资料(证明留学生能支付家属滞留日本期间生活费的资料,可为以下之一)
 - a. 留学生(抚养者)名义下的存款余额证明书或者证明汇款事项的文章
 - b. 留学生(抚养者)的奖学金领取证明书(注明给付金额与给付时间的证明书)
- ⑦ 在留资格认定证明书交付申请书
- ⑧ 贴有380日元邮票、写明收件人地址的回复用信封(希望通过邮寄交付时)

注意:另外,有时可能还需要追加其他文件。